

＜遺言執行者選任＞

1 概要

遺言によって遺言を執行する人が指定されていないとき又は遺言執行者がなくなったときは、家庭裁判所は、申立てにより、遺言執行者を選任することができます。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する者のことです。

2 申立人(申立てができる人)

- ・ 利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた者など）

3 申立先

- ・ 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 遺言者の最後の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(遺言者の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

遺言者の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・執行の対象となる遺言書1通につき 800 円
- ・ 連絡用の郵便切手・・・80 円× 9 枚、10 円× 8 枚 合計 800 円分

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 申立人の戸籍謄本（全部事項証明書・申立人が親族でない場合は不要）1通
- ・ 遺言者の戸籍（除籍）謄本（全部事項証明書）1通
- ・ 遺言執行者候補者の住民票1通
- ・ 利害関係を証する資料（申立人が親族の場合には不要）
- ・ 遺言書の写し1通

＜場合により省略できるもの＞

・ 遺言者の戸籍謄本及び遺言書の写しについては、申立先の家庭裁判所に遺言書検認事件の事件記録が保存されている場合（検認から5年間保存されます。）、添付を省略していただくことができます。

※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

〈本庁管轄のもの〉

郵便番号 100-8956
東京都千代田区霞が関1-1-2
東京家庭裁判所 家事事件係

〈立川支部管轄のもの〉

郵便番号 190-8589
東京都立川市緑町10-4
東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

〈伊豆大島出張所管轄のもの〉

郵便番号 100-0101
東京都大島町元町字家の上445-10
東京家庭裁判所伊豆大島出張所

〈八丈島出張所管轄のもの〉

郵便番号 100-1401
東京都八丈島八丈町大賀郷1485-1
東京家庭裁判所八丈島出張所

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。